

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：社会・援護局業務課

		政策体系上の位置付け
施策名	旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求書を適切に進達すること (VII-5-4)	基本目標VII 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること 施策目標5 戦傷病者、戦没者遺族、中国残留邦人等を援護するとともに、旧陸海軍の残務を整理すること
施策の概要	恩給等の請求に必要な軍歴証明の作成等に使用するため、旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管するとともに、恩給請求書の内容を審査し、恩給の裁定庁である総務省人事・恩給局に進達する。	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性)) 旧陸海軍の人事資料については、恩給等の請求に必要な軍歴証明の作成や、遺族等からの照会などに使用されるが、作成されてから数十年を経過しているため、損傷が激しいものも多く、適切に保管するための作業を進める必要がある。 また、恩給請求書の進達については、現在、恩給請求者の高齢化が進んでいることから、その進達業務を迅速かつ適切に行うことが求められている。</p> <p>(有効性) 旧陸海軍の人事関係資料は、作成されてから数十年を経過し、損傷が激しいものも多いため、そのデータベース化を行うことは、適切な整備保管のために有効な施策であるといえる。</p> <p>(効率性) 旧陸海軍の人事資料に係る情報のデータベース化により、①情報が整備され、必要な名簿情報の検索等が迅速化していること、②長期的な保管が可能となることから、効率性の向上に寄与していると言える。</p> <p>(総合的な評価) 旧陸海軍の人事資料のデータベース化については、当初、データベース化する箇所の検討や資料の整備等に時間を要したことから、進展状況は全体の14%に留まっているが、今後4年間においては、データベース化の作業に専念できることから、平成23年度までには 全ての情報のデータベース化を終了することとしている。 また、恩給請求書を1.5ヶ月以内に総務省に進達した割合については、平成19年度は80%と目標達成には至らなかったが、これは従来業務とは異なる、別の履歴究明の業務を行う必要があったことが原因である。しかし、目標達成率は平成18年の67%から上昇しており、処理件数自体は相当増加していること、従来業務とは異なる、別の履歴究明の業務は収束傾向にあることから、今後も事務処理の向上や資料の整備等をはかることにより、目標の確実な達成を目指していくこととしている。</p> <p>(評価結果の分類)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○） ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○） <ul style="list-style-type: none"> (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 <input checked="" type="radio"/> (ロ) 見直しを行わず引き続き実施 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 iii 機構・定員要求を検討（該当する場合に○） <p>-----</p> <p>(理由)</p> <p>旧陸海軍の人事資料の適切な整備保管については、平成16年度から8年間の計画で平成23年度までに終了させることとなっており、データベース化に向けた着実な進展があることから、今後とも、引き続き実施していくこととしている。また、恩給の進達業務についても、当該業務を適切に実施するよう関係機関及び関係遺族から求められており、また、平成19年度は、平成18年度に比較して達成水準へむけた進展があったことから、今後とも、引き続き実施していくこととしたい。</p> </div>	

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	旧陸海軍に関する人事関係資料のうちデータベース化したものの割合(単位:%) (100%/平成23年度)	—	0.1 【—】	7.9 【—】	10.0 【—】	13.7 【—】
2	恩給請求書を1.5ヶ月以内に総務省に進達した割合(単位:%) (100%/毎年度)	(100)	(100)	(100)	67 (100) 【67.0%】	80 【80.0%】
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、社会・援護局業務課調べによるものであり、軍人履歴原表の整備についての8年計画が策定された平成16年度からのものである。 ・指標2は、社会・援護局業務課調べによる。なお、進達に係る標準処理期間は、平成18年10月1日から1.5ヶ月に変更し、平成18年9月30日までは3ヶ月としていたことから、標準処理期間の変更前については、3ヶ月以内に総務省に進達した割合を括弧内に記載している。						

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)